



令和2年7月9日 鹿島区地域協議会

資料3-1

2 企 第 3 6 0 号
令和2年6月24日

鹿島区地域振興課長 様

企画課長

南相馬市行政改革審議会委員の推薦について（依頼）

市では、行政機構の改革及び事務改善に関する事項について調査審議することを目的に、「南相馬市行政改革審議会」を設置しています。

つきましては、本委員会に係る鹿島区地域協議会委員の退任に当たり、下記によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 ご推薦いただく委員の数
鹿島区地域協議会委員から1人
- 2 委員の任期
委嘱の日から令和3年1月20日まで ※前任者の残任期間
- 3 提出書類
別紙「推薦書」
- 4 提出期日
令和2年7月13日（月）まで
- 5 提出方法
別紙「推薦書」に必要事項をご記入の上、FAX（0244-23-2511）またはメール（kikaku@city.minamisoma.lg.jp）にてご提出をお願いします。添書は不要です。

（事務担当 企画係 副主査 山下 TEL24-5358 FAX23-2511）

○南相馬市附属機関設置条例

平成18年1月1日

条例第15号

改正 平成18年3月3日条例第243号

平成18年4月1日条例第258号

平成19年3月29日条例第4号

平成20年3月28日条例第20号

平成20年7月30日条例第29号

平成20年12月19日条例第61号

平成24年3月28日条例第1号

平成24年12月20日条例第41号

平成25年12月27日条例第42号

平成27年3月27日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項の附属機関の担任する事項は、それぞれ別表担任する事項の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員は、それぞれ別表定数の欄に掲げる定数に応じ学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長)

第4条 附属機関にそれぞれ会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げるとおりとし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関は、会長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 附属機関の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第243号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則 (平成18年条例第258号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第4号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第20号)

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第61号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(南相馬市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に改正前の南相馬市附属機関設置条例第3条の規定により委嘱又は任命されている南相馬市立病院等運営審議会の委員は、改正後の南相馬市附属機関設置条例第3条の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則 (平成24年3月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南相馬市条例第43号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成24年12月20日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の施行の日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第14号）
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により、この条例の施行の際現に改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、第1条の規定による改正後の南相馬市附属機関設置条例別表、第2条の規定による改正後の南相馬市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別表、第4条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条及び別表、第5条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第6条の規定による改正後の南相馬市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の南相馬市附属機関設置条例別表、第2条の規定による改正前の南相馬市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条、第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別表、第4条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条及び別表、第5条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第6条の規定による改正前の南相馬市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

名称	担任する事項	定数	任期
南相馬市総合計画審議会	基本構想（南相馬市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づく市町村計画に関する事項について審議すること。	20人	2年
南相馬市特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長、教育長及び固定資産評価員の給料の額について審議すること。	10人	当該諮問に係る審議の期間
南相馬市水資源対策審議会	市の水資源及び地盤沈下対策に関する基本的事項その他の重要事項を調査審議すること。	15人	2年
南相馬市行政改革審議会	市の行政機構の改革及び事務改善に関する事項について調査審議すること。	15人	2年
南相馬市営墓地設置審議会	墓地設置、施設その他重要事項を審議すること。	12人	2年

置審議会	こと。		
南相馬市環境審議会	環境の保全に関する基本的事項その他重要な事項を調査審議すること。	15人	2年
南相馬市子ども・子育て審議会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。	15人以内	2年
南相馬市工場誘致審議会	工場誘致に関する計画その他の重要事項を調査審議すること。	6人	2年
南相馬市水道審議会	水道事業の施設及び運営計画の調整並びにその実施に関する必要な調査審議をすること。	10人	2年
南相馬市下水道運営審議会	下水道事業及び農業集落排水事業の運営に関する事項を審議すること。	10人	1年
南相馬市育英資金貸付審査会	南相馬市育英資金貸付条例（平成18年南相馬市条例第187号）による育英資金の貸付けに関する事項を審査すること。	10人	2年
南相馬市立博物館美術品等購入選定委員会	博物館の収蔵及び展示資料購入の選定に関して調査審議すること。	20人以内	定めなし
南相馬市立病院運営審議会	市立病院の機能と運営の合理化に関し、特に必要な事項を審議すること。	12人	2年



資料 3 - 3

2 企 第 3 5 9 号
令和 2 年 6 月 2 4 日

鹿島区地域振興課長 様

企画課長

南相馬市公共事業評価委員会委員の推薦について（依頼）

市では、公共事業の実施の必要性及び有効性等を確認するとともに評価の過程を市民に明らかにすることにより、市民に対する説明責任を遂行し、もって行政サービスの質的向上を図ることを目的に、「南相馬市公共事業評価委員会」を設置し、公共事業評価を実施しています。

つきましては、本委員会に係る鹿島区地域協議会委員の退任に当たり、下記によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 ご推薦いただく委員の数
鹿島区地域協議会委員から 1 人
- 2 委員の任期
委嘱の日から令和 3 年 1 2 月 1 6 日まで ※前任者の残任期間
- 3 提出書類
別紙「推薦書」
- 4 提出期日
令和 2 年 7 月 1 3 日（月）まで
- 5 提出方法
別紙「推薦書」に必要事項をご記入の上、FAX（0244-23-2511）またはメール（kikaku@city.minamisoma.lg.jp）にてご提出をお願いします。添書は不要です。

（事務担当 企画係 副主査 山下 TEL24-5358 FAX23-2511）

○南相馬市公共事業評価実施要綱

平成31年3月18日

告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が実施する公共事業を評価することにより、公共事業の実施の必要性及び有効性等を確認するとともに評価の過程を市民に明らかにすることにより市民に対する説明責任を遂行し、もって行政サービスの質的向上を図ることを目的として実施する公共事業評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共事業の範囲)

第2条 評価の対象となる事業は、市が事業主体となって実施する国庫補助事業、県費補助事業及び市単独事業で、普通建設事業又は普通会計以外の会計に係る建設事業に該当する事業とする。

(評価の対象事業)

第3条 評価の対象となる事業は、市が事業主体となって実施する事業費が5億円以上の事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 事業採択（事業費が予算化された時点をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階にあって、調査費がはじめて予算化されてから5年が経過している継続中の事業
- (2) 事業採択から5年を経過した継続中の事業（ただし、評価を行おうとする年度に完了する事業は、除く。）
- (3) 評価実施から5年を経過した継続中の事業（ただし、評価を行おうとする年度に完了する事業は、除く。）
- (4) 計画変更を行おうとする継続中の事業（ただし、軽微なものは、除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会情勢の急激な変化等により評価を実施する必要性が生じた継続中の事業
- (6) 事業費を新たに予算化しようとする新規事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは評価の対象としない。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 備品購入事業
- (3) 負担金、補助及び交付金
- (4) 公共事業の概要を明らかにするために必要な調査又は基本計画策定事業等
- (5) 普通財産の取得及び整備に要する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これに準ずる事業

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号の事業にあつては、調査費が予算化された日から起算して5年を経過した日の属する年度とする。
- (2) 前条第1項第2号の事業にあつては、事業採択の日から起算して5年を経過した日の属する年度とする。

(3) 前条第1項第3号の事業にあつては、前回評価を行った日から起算して5年を経過した日の属する年度とする。

(4) 前条第1項第4号の事業にあつては、計画変更に係る予算の計上を行おうとするときとする。

(5) 前条第1項第5号の事業にあつては、適宜速やかに実施するものとする。

(6) 前条第1項第6号の事業にあつては、事業実施に係る予算の計上を行おうとするときとする。

(評価の手法)

第5条 評価は、評価の対象事業を所管する課長等（以下「主管課長」という。）が行う評価（以下「自己評価」という。）及び第7条に規定する公共事業評価委員会による評価（以下「委員会評価」という。）とする。

(評価の視点)

第6条 第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事業の評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとする。

(1) 事業の必要性に係る変化

(2) 事業の有効性に係る変化

(3) 事業の進捗状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 第3条第1項第6号に掲げる事業の評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとする。

(1) 事業の必要性

(2) 事業の有効性

(3) 事業の優先性

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

3 主管課長は、自己評価を行うときは、評価の対象とした事業について、前2項の評価の視点に基づいた評価調書を作成するものとする。

4 市は、前項に掲げる評価調書を作成したときは、次条に規定する公共事業評価委員会に提出するものとする。

(評価委員会の設置)

第7条 評価の客観的な推進及び評価制度の充実を図るため、学識経験者等で構成する公共事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(評価委員会の所掌事務)

第8条 評価委員会は、市が提出した評価調書について審議を行い、市長に答申を行うものとする。

(評価委員会の組織)

第9条 評価委員会は、学識経験者等10人以内をもって構成し、委員は市長が委嘱する。

2 前項の学識経験者とは、次に掲げる者とする。

(1) 地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者

(2) 公共事業に関する専門的な学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価委員会の委員長)

第10条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営及び審議方法に関し必要と認められる事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。ただし、緊急を要する場合には、委員長の判断によるものとする。

(評価委員会の会議)

第11条 評価委員会は、市長が招集する。

2 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議への関係職員の出席)

第12条 委員長は、会議において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め事業の概要及び自己評価について説明をさせ、又は関係資料の提出を求めることができる。

(会議での意見の聴取)

第13条 委員長は、審議に関し必要に応じて特定の分野に関する学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(対応方針の作成)

第14条 主管課長は、評価委員会から答申のあった意見を尊重し、当該事業の対応方針を作成するものとする。

2 前項において作成された対応方針は、庁議を経て決定するものとする。

(評価結果の公表)

第15条 市長は、自己評価、委員会評価の結果及び対応方針について、市民にわかりやすい形式で書類を作成し、これを公表するものとする。ただし、個人に関する情報等公表することが適切でないと判断される資料については、この限りでない。

(行政活動への反映)

第16条 市長は、評価委員会の意見を尊重し、行政活動に適切に反映させるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第17条 市長は、自己評価及び委員会評価の結果並びにその市政への反映状況に関し、議会に報告するものとする。

(庶務)

第18条 評価に関する事務は、行政評価担当課において行う。

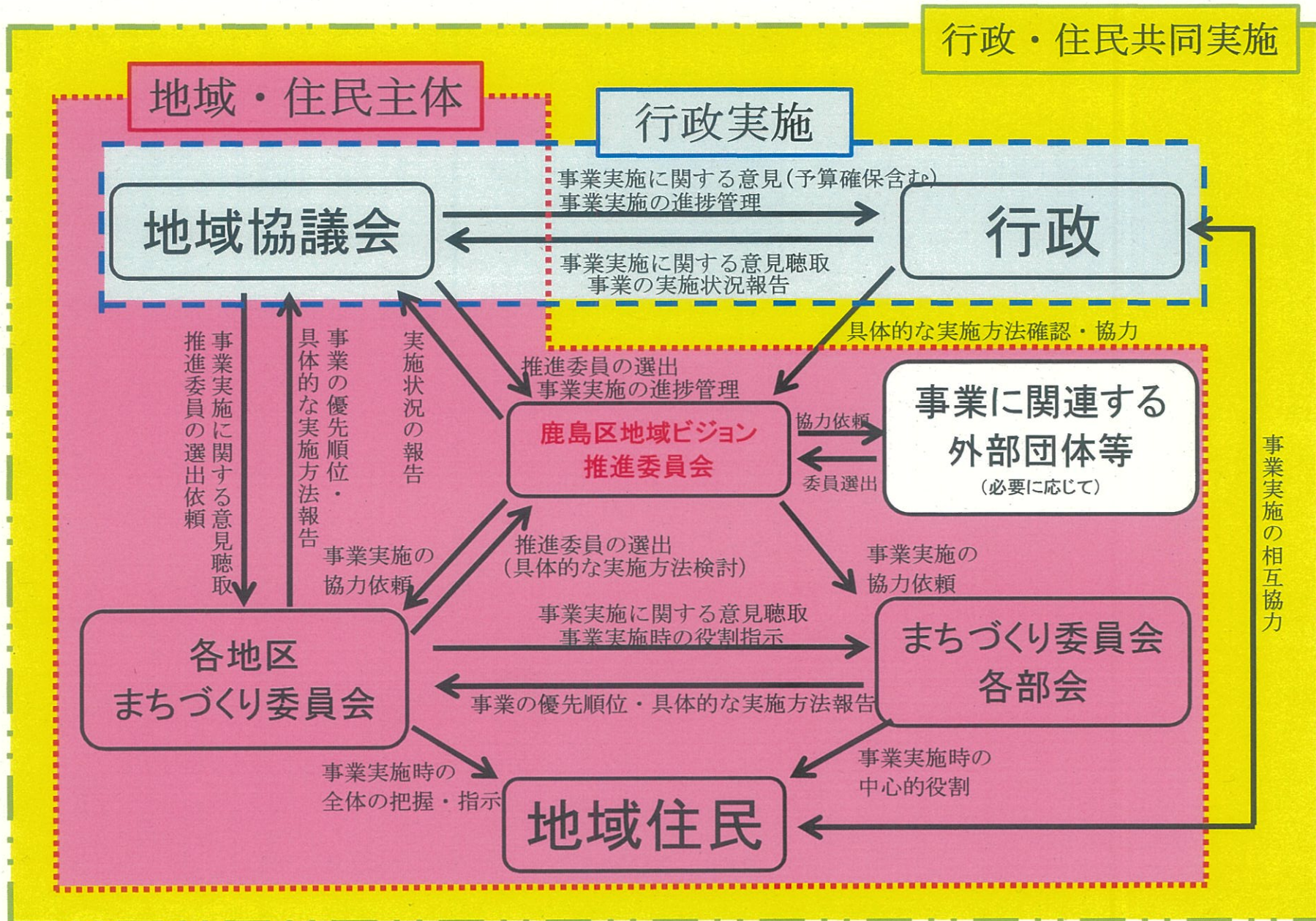
(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



実施主体が分科会と想定した場合の構成員と役割

《推進委員会構成員》

所属団体	構成員		
鹿島区地域協議会	協議会会長	協議会委員 1 名	
鹿島地区まちづくり委員会	総務・運営等の部会員または 委員会全体の役職者 計 2 名		
真野地区まちづくり委員会	総務・運営等の部会員または 委員会全体の役職者 計 2 名		
八沢地区まちづくり委員会	総務・運営等の部会員または 委員会全体の役職者 計 2 名		
上真野地区まちづくり委員会	総務・運営等の部会員または 委員会全体の役職者 計 2 名		
その他事業に関連する 外部団体	団体代表者等 1 名		(必要に応じ)
(事務局) 鹿島区地域振興課	地域振興課長	自治振興担当係長	事務担当者

※ 分科会の会議成立要件を、事務局を除く委員の3分の2以上の出席とする。

《分科会での役職・役割》

役職	役割	備考
分科会長 (議長)	分科会の進行、協議内容の取りまとめ	分科会委員の互選で決定
分科会副会長	分科会長不在時の議長代理	分科会委員の互選で決定
委員	協議内容について、各所属団体の意見等を発言	
事務局	地域協議会からの協議案件の提出、分科会で決定した内容を地域協議会へ報告。書記。	地域振興課

《所属団体ごとの役割》

地域協議会長・委員	地域協議会及び分科会で協議した内容等、事務局報告内容に補足説明や提案等を行う。
各まちづくり委員会委員	分科会で協議する実施事業に関する具体的な方法等の意見をまちづくり委員会より吸い上げる。また、協議で決定した内容をそれぞれのまちづくり委員会へ落とし込み、事業実施の促進を図る。
外部団体	関連する事業について、協力して行える部分について団体内で取りまとめ、協力体制を確認する。
地域振興課	事務局として、地域ビジョンに関する説明及び地域協議会から出された事業実施方針等について説明。また、分科会で協議した内容及び決定事項・要望事項等を地域協議会へ報告。